

# マレーシア：1950年契約法の主要改正提案10項目

商取引に関する法的枠組みの近代化に向けた1950年契約法の大幅な見直し

## 概要

マレーシアでは、「契約法見直し・改革委員会」（Committee for the Review and Reform of Contract Law、以下「CRRCL」）による最終報告書の公表を受け、70年以上ぶりとなる契約法制の大幅な見直しが行われる見込みである。最終報告書は、1950年契約法の基本的な枠組みを維持しつつ、デジタル商取引、AIを活用した契約締結および現代の商慣行の進展に対応するため、同法の近代化を図る限定的かつ実務的な改正を提言している。

最終報告書はすでに完成し、検討のため国会議員に提出された。今後、下院（Dewan Rakyat）に正式に上程される予定である。

### 1. 3部構成による改正案

最終報告書は、以下のとおり3部構成による契約法改革を提言している。

#### 第1部 — 限定的かつ慎重な改革

1950年契約法により確立された基本原則を維持しつつ法制度を現代化するための、限定的な改正である。第1条の根本的な改正により、同法が完全な法典（Code）ではなく、コモン・ロー（Common Law）の原則が引き続き同法を補完することが明確化された。また、「免責条項および責任制限条項」に関する新たな第XI部を導入することも提案されている。例えば、契約違反があった場合の法的効果について、「取消し得る（voidable）」との表現に代えて、より適切な「解除（termination）」という概念を用いることが提案されている。

#### 第2部 — 詳細な検討

第2部では、1950年契約法の第X部（代理）を廃止し、より包括的かつ現代的な枠組みを定める独立した「代理法案（Agency Bill）」を制定することが提案されている。当該法案には人工知能（AI）に関する規律も盛り込まれているが、その詳細については本アラートでは取り上げない。

#### 第3部 — 新たな制度の創設

第3部には、提案されている「契約（第三者の権利）法案（Contracts (Rights of Third Parties) Bill）」およびその立法根拠に関する分析が含まれている。これは、一定の要件を満たす場合に、契約当事者ではない第三者が契約上の権利を直接行使できるようにする新たな法定制度である。

### 2. 契約の成立（第6条、第7条）

提案されている改正内容は以下のとおりである。

a. 申込みにおいて承諾の方法が定められている場合、承諾は原則としてその方法に従わなければならない、当該方法に従わ

## 目次

- 3部構成による改正案
- 契約の成立（第6条、第7条）
- 対価および分離可能性（第25条、第26条、第26A条～第26B条）
- 自由な同意（第14条～第16A条、第19条、第20条）
- 事実の錯誤（第21条）
- 取引制限（第28条）
- 損害賠償額（第73A条、第74条、第74A条、第75条）
- 免責条項および責任制限条項（第VI条、第192条～第206条）
- 訴訟の制限（第29条）
- 第三者の権利

ない承諾は、申込者が明示的に承諾しない限り、申込者を拘束しないことを明確にする。

- b. 撤回は、申込者本人またはその代理人によって通知できることを明確化し、代理に関する確立された法原則との整合性を図る。
- c. 法的拘束力を生じさせる意思なく締結された合意は無効であることを確認する新たな第26B条を導入する。この原則はコモン・ローの下ですでに認められているものの、本法に盛り込むことで、成文法上明確に位置付けられることとなり、法的安定性が高まる。

### 3. 対価および分離可能性（第25条、第26条、第26A条～第26B条）

新設される第26A条では、既存の契約上の義務を履行すること、または履行することを約束することが、契約変更における有効な対価となり得ることが明確化される。これにより、新たな対価を要することなく、実務上必要となる契約条件の再協議や見直しを柔軟に行うことが可能となる。

### 4. 自由な同意（第14条～第16A条、第19条、第20条）

今回の改正では、以下の要素を導入することにより、同意が自由なものとみなされない状況を拡大している。

- a. **強迫（Duress）** - 第15条において、「強要（coercion）」の概念に代えて「強迫（Duress）」が導入され、経済的強迫その他の不当な圧力もその対象に含まれることとなる。強迫の有無を判断するに当たっては、以下の事情が考慮される。
  - i. 脅迫または要求の内容・性質
  - ii. 当該要求の合理性の有無
  - iii. その時点において異議申立てまたは抗議がなされたか否か
  - iv. 代替手段または法的救済の利用可能性
  - v. 独立した専門家から助言を受けていたか否か
  - vi. 契約締結後に当該契約を回避するための措置が講じられたか否か
- b. **不当な取引（Unconscionable Dealing）** - これは、不当な影響力（undue influence）には至らないものの、不当な利益の取得や相手方の脆弱性の利用といった不公正な状況に対処するため、第16A条において新たに導入される概念である。考慮要素としては、交渉力の格差、不公正な交渉手法、脆弱性の利用および不合理な契約条件等が挙げられている。

強迫（duress）および不当な取引（unconscionable dealing）の導入により、不当な影響力、詐欺および不実表示に加え、契約の効力を争うための新たな根拠が設けられることとなる。また、第14条、第19条および第20条に対する改正により、契約の効力に影響を及ぼす各要因の取扱いが統一されるとともに、利用可能な救済措置が明確化される。さらに、裁判所には、原状回復の救済および付随的救済を認める権限が付与され、その範囲には、金銭の支払、商品の返還または修理、サービスの提供その他事情に照らして相当と認められる救済措置が含まれる。

### 5. 事実の錯誤（第21条）

本改正案は、共通の錯誤（common mistake）を理由として契約が無効となる場合を限定するものである。契約が無効となるのは、当事者双方が重要な事実について錯誤しており、かつ当該事実が当事者の一方による保証（warranty）の対象となっていない場合に限られる。また、「保証（warranty）」について新たな定義が導入されるとともに、契約の目的物の価値に関する誤った認識は、事実の錯誤には該当しないことが明示的に確認されている。

### 6. 取引制限（第28条）

最も重要な商事法上の改正案の一つは、マレーシアの現行の厳格な取引制限規制を「合理性基準（reasonableness test）」へ転換することである。取引制限は、その存続期間、地理的範囲および制限対象となる活動の内容が合理的であり、かつ正当な事業上の利益を保護するために必要である場合に限り、有効かつ執行可能となる。

### 7. 損害賠償額（第73A条、第74条、第74A条、第75条）

- a. 契約を解除した当事者に対する損害賠償に関する既存の規定は、新設された第73A条に移設され、改正法全体で用語の統一を図るため、「解除（terminate）」という表現が用いられている。
- b. 第74条は、契約違反に対する損害賠償の原則を明確化するものであり、賠償の対象となる損害には、通常の経過に

において自然に生じる損害、または当事者が契約締結時に認識していた若しくは合理的に予見することができた損害が含まれることを確認している。

- c. 損害軽減（mitigation）義務が明文で規定される。すなわち、請求者が損失または損害を軽減するための合理的な措置を講じなかった場合には、その点が損害賠償額の算定において考慮される。
- d. 新設された第74A条は、契約外の義務に関する損害賠償についても、契約上の義務に関する損害賠償と同様の取扱いを適用するものである。この規定は従来、旧第74条に含まれていたが、明確性および体系的な一貫性を高めるため、独立した条項として整理された。
- e. **第75条は、合意による損害賠償および違約金条項に関する法原則を明確化するため改正される。同条は、以下の点を確認している。**
  - i. 請求者は、契約で定められた金額にかかわらず、合理的な損害賠償のみを請求することができる。
  - ii. 請求者は、請求額が法外なものではなく、実際に被った正当な損害として合理的に想定される最大の損失と比較して不相当に過大でないことを立証しなければならない。ただし、認容額は契約で定められた金額を超えることはできない。

また、同条は、没収される金額が合理的なものである限り、手付金（deposit）の没収が認められることも明確化している。保釈保証金その他これに類する証書に関する現行の例外規定は維持されている。

## 8. 免責条項および責任制限条項（第XI部、第192条～第206条）

英国の1977年不公正契約条項法（Unfair Contract Terms Act 1977、UCTA）をモデルとして、新たな第XI部の導入が提案されている。同制度では、過失による死亡や人身傷害に関する責任、所有権のない商品の供給に起因する責任など、一定の責任については契約によって排除することができないものとされている。

その他の場合、免責条項または責任制限条項の有効性および執行可能性は、「合理性（reasonableness）」という法定要件に従うものとされ、その判断にあたり考慮される要素が例示されている。もっとも、当該要素は網羅的なものではない。

また、標準契約書における免責条項の利用、不実表示および物品供給契約についても規律が設けられるとともに、法定規制の潜脱を防止するための規定も導入されている。これらの規定は、消費者保護法等の既存の法令を置き換えるものではなく、それらを補完することを目的としている。

## 9. 訴訟の制限（第29条）

第29条は簡素化され、当事者が通常の法的手続により契約上の権利を行使することを全面的に制限する合意は、その限度において無効であることを定めている。

第29条の改正案では、出訴期間制限（Limitation）に関する現行の禁止規定、すなわち当事者が権利を行使することのできる期間を制限する契約条項や、仲裁に関する詳細な例外規定が削除される。したがって、これらの事項は、適用される法令上の枠組み（すなわち、出訴期限法および仲裁法）に委ねられることとなる。これは、特に当該取決めが自由な交渉により合意され、かつ交渉力が同程度の当事者間で締結された場合には、当事者が請求提起の期限について契約上有効に合意することができるとの考え方を反映するものである。

## 10. 第三者の権利

提案されている「契約（第三者の権利）法案」は、特定の状況において、契約上の利益を受けることが意図された第三者が契約条項を直接執行できるようにするものであり、従来の契約当事者性の原則（privity doctrine）からの重要な転換を示すものである。

第三者は、以下の場合に契約条項を執行することができる。

- a. 契約において、当該第三者が当該条項を執行できることが明示的に定められている場合
- b. 当該条項が第三者に利益を付与することを意図するものである場合（ただし、契約の内容から当事者の共通の意思として当該条項を第三者が執行できないと解される場合を除く。）

かかる第三者は、氏名、類型またはその他の記述により明示的に特定されていなければならないが、契約締結時に現存している必要はない。

契約条項を執行する第三者は、当該契約に含まれる仲裁合意に拘束される。

本法案は、1949年手形法（Bills of Exchange Act 1949）に基づく手形、2016年会社法（Companies Act 2016）に基づき会社およびその構成員を拘束する契約、有限責任パートナーシップ、雇用契約（従業員に義務を課す範囲に限る）ならびに適用される国際条約の対象となる海上、鉄道、道路または航空による国際貨物運送契約等には適用されない。ただし、これらの契約についても、責任の除外条項または責任制限条項については援用することができる。

## 結論

同様に注目すべきは、採用が見送られた改革案である。委員会は、信義誠実の一般的な法定義務を導入することや、ハードシップ（Hardship）および不可抗力の法理（Force majeure）を成文化することを見送った。その代わりに、契約の確実性、当事者自治およびマレーシアのコモン・ローの基盤を維持するという、より保守的な方針を選択した。同様に、不実表示

（Misrepresentation）に関する法規定もほぼ手つかずのままであり、詐欺に関する規定についても、理解しやすさと整合性を高めるため、整理・明確化が図られるにとどまっている。

最終報告書は、マレーシアの契約法の発展において極めて重要な節目となるものである。今回の改革案は、継続性と革新性の均衡を図りながら、法的確実性、商業上の柔軟性および公平性を高めるとともに、デジタル化が進み、世界的な相互接続が深まる経済環境においても、法制度の適切性を維持することを目指している。提言がすべて法制化されるのか、一部のみ法制化されるのか、あるいは全く法制化されないのかは別として、最終報告書は今後の政策の方向性を明確に示すものであり、マレーシアにおける商業契約を巡る議論に今後長年にわたり影響を与える可能性が高い。

## Contact Us



**Janice Tay**

パートナー

[janice.tay@wongpartners.com](mailto:janice.tay@wongpartners.com)



**Eddie Chuah**

パートナー

[eddie.chuah@wongpartners.com](mailto:eddie.chuah@wongpartners.com)



**Ooi Chih-Wen**

パートナー

[chihwen.ooi@wongpartners.com](mailto:chihwen.ooi@wongpartners.com)



**Raymond Tan**

パートナー

[raymond.tan@wongpartners.com](mailto:raymond.tan@wongpartners.com)

